○○保育園運営規程

（事業所の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　（１）名　称　　　○○保育園

　（２）所在地　　　△△市・・・・

（施設の目的及び運営の方針）

第２条　○○保育園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（子どもの区分ごとの利用定員）

第３条　本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

（１）法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　　○○人

（２）法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　　○○人

（３）法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳未満の子ども　　○○人

（提供する特定教育・保育の内容）

第４条　本園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

（１）特定教育・保育

　　第８条に規定する時間において保育を提供する。

※送迎、延長保育、休日保育、一時預かり等を実施する場合は、実施する事業について記載する。

（職員の職種、員数）

第５条　本園に次の職員を置く。

　（１）園長　１人

　（２）主任保育士　１人

　（３）副主任保育士　○人程度（又は若干名）

　（４）専門リーダー　○人程度（又は若干名）

　（５）分野別リーダー　○人程度（又は若干名）

　（６）保育士　○人程度

　（７）調理員　○人

　（８）嘱託医　２人

　（９）その他 (必要に応じて)

（職員の職務内容）

第６条　本園の職員の職務内容は、次のとおりとする。

　（１）園長は、園の業務を掌握するとともに、職員を指揮監督し園を統括する。

　（２）主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

　（３）保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

　（４）調理員は、献立に基づき、給食に関する業務に従事する。

　（５）嘱託医は、利用児童の健康管理業務に従事する。

　　※副主任、業務リーダー等職名に応じて適宜追加

（保育を提供する日）

第７条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第８条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

　（１）保育標準時間認定に係る保育時間

　　　○時から○時（※１１時間で規定する）までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、□時までの範囲内で、延長保育を実施する。

　（２）保育短時間認定に係る保育時間

　　　△時から△時（※８時間で規定する）の範囲内で、保護者が必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、○時から△時まで（朝延長）又は△時から□時まで（夕方の延長）の範囲内で、延長保育を実施する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第９条　本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

２　本園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　本園は、前二項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（１）特定負担額（※特定負担額を徴収しない場合は記載しない）

　（２）実費（※具体的に記載してください）

（利用の開始に関する事項）

第１０条　本園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１１条　本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

　（１）利用乳幼児が小学校に就学したとき

　（２）２号認定子どもの保護者が、法に定める認定要件に該当しなくなったとき

　（３）３号認定子どもの保護者が、法に定める認定要件に該当しなくなったとき

　（４）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第１２条　本園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、○○市（※保育所所在の市町村）、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１４条　本園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第１５条　本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

　（１）保育の実施に当たっての計画

　（２）提供した保育に係る提供記録

（３）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

　（４）保護者からの苦情の内容等の記録

　（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　（６）・・・園独自で定めている記録があれば、それも記載する

第１６条以下に、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第４条～第１９条及び第４８条～５０条に規定する内容を盛り込むこと。

(例)

|  |  |
| --- | --- |
| 差別的取扱いの禁止 （第９条） | 園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的取扱いをしないこと |
| 虐待等の禁止 （第10条） | 従業者は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |
| 懲戒権の濫用禁止（第11条） | 懲戒に関しその児童等の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用しないこと |